

令和4年2月18日
商工労働部経営支援課
担 当：枝久保、兵田
電 話：076-225-1525 (内線 4455)

「石川県事業復活支援金」の申請受付開始について

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境が継続している県内中小企業及び個人事業主の事業継続・回復を支援するため、国の事業復活支援金に、県が独自に上乗せする「石川県事業復活支援金」制度を創設し、2月21日（月）より申請受付を開始します。

記

1. 支援金の概要 ※詳細は、別添「概要チラシ」をご覧ください。

対 象 者：国の「事業復活支援金」の給付を受けた県内事業者

→（参考）国の事業復活支援金の対象要件

新型コロナの影響を受けて、令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月の売上が、前年、2年前又は3年前の同月と比較して30%以上減少

給 付 額：売上減少率に応じて、一律の額を給付

| 売上減少率 | 中堅・中小企業 | 個人事業主 |
|----------|---------|--------|
| ▲50%～ | 一律50万円 | 一律20万円 |
| ▲30%～50% | 一律30万円 | 一律12万円 |

2. 申請について

○申請期間：令和4年2月21日（月）～8月1日（月）《当日消印有効》

申請先 〒920-0864

金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町

石川県事業復活支援金事務センター 宛

オンライン申請 石川県事業復活支援金ホームページ ※2/21(月)9時開設

※申請要項は、上記ホームページに掲載しているほか、県内市町や
商工会・商工会議所等で配布しています。

○お問い合わせ先：石川県事業者支援ワンストップコールセンター

電 話：076-225-1920

受付時間：9：00～18：00（土日祝日も対応）

「石川県事業復活支援金」制度のご案内

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境が継続している県内中小企業及び個人事業主の事業継続・回復を支援するため、**国の事業復活支援金に、県が独自に上乗せする「石川県事業復活支援金」を給付**します。

★申請期間：令和4年2月21日（月）～8月1日（月）※当日消印有効

上乗せ支援

県 石川県事業復活支援金

国の給付通知書、国への提出書類を保管ください！

要件：国の事業復活支援金を受給した事業者に対し、追加支援

給付額：

| 売上減少率 | 中堅・中小企業 | 個人事業主 |
|-------------|----------------|----------------|
| ▲50%以上 | 一律 50万円 | 一律 20万円 |
| ▲30%以上50%未満 | 一律 30万円 | 一律 12万円 |

国 事業復活支援金

※詳細は、国（事業復活支援金事務局）のホームページでご確認ください。

要件：令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月の売上が前年、2年前又は3年前同月比30%以上減少

給付額：

| 売上減少率 | 中堅・中小企業 | 個人事業主 |
|-------------|----------|---------|
| ▲50%以上 | 最大 250万円 | 最大 50万円 |
| ▲30%以上50%未満 | 最大 150万円 | 最大 30万円 |

申請期間：令和4年1月31日（月）～5月31日（火）

お問い合わせ先

石川県事業復活支援金

検索

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

2/21(月)
9時開設

☎ **076-225-1920** 対応時間 9時～18時（土日祝日も対応）

※申請要項はホームページに掲載しているほか、市町や商工会・商工会議所等で配布しています。